

## 平成22年度後期高齢者医療制度の健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方には『健康診査受診券』をお送りしますので、ぜひ受診しましょう。



健康診査受診券を  
お送りする時期

○入院をされていない方  
または

生活習慣病と診断されていない方……平成22年8月（予定）

※上記以外の方で、過去1年間に血液検査や尿検査をしていない方

平成22年8月以降準備が出来次第、市町村担当窓口に健康診査申込書を備え付けますので、受診を希望される方は、担当窓口に健康診査申込書を提出してください。

○平成22年1月1日から平成22年9月30日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方

加入時期に応じ、次のとおり5月から10月までの間に健康診査申込書を送付します。入院をされていない方または生活習慣病と診断されていない方で受診を希望される方は、広域連合事務局までお申し込みください。受診券を後日送付します。

健康診査申込書の  
送付時期（予定）

- ①1月1日から3月31日までの間に加入された方……5月
- ②4月1日から5月31日までの間に加入された方……6月
- ③6月1日から7月31日までの間に加入された方……8月
- ④8月1日から9月30日までの間に加入された方……10月

入院をされていた方または生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。

健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

受診費用 無料

受診期間 受診券を受け取られたときから平成22年12月末日まで



お問い合わせは、徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎088・677・3666）まで。

窓口 ☎32・3507（まつしま）まで。  
お問い合わせは、市介護福祉課介護保険係（市役所1階⑦番）

有効期限のある介護保険被保険者証  
をお持ちの方へ

現在お持ちの介護保険被保険者証は、すでに経過した期日の有効期限のままでも使用できますので大切に保管してください。手続きの必要はありません。

稻田市長の  
ふれあい行政出前講座  
|| 隨時受付中 ||

【講座テーマ】皆さんが必要なことや疑問に感じること。ただし、陳情などは除きます。

【出席者】市からは、稻田市長をはじめ市の担当職員が出席します。

【申込資格】

- 原則10人以上の小松島市民の方が参加していただけること。
- 小松島市内で開催されること。
- 開催日時の設定、開催場所の設営および司会進行をしていただけのこと。

【申込方法】

開催日の2週間前までに、市秘書人事課秘書広報係まで所定の申込用紙にご記入のうえ、お申し込みください。

※市長の公務の都合などによりご意向に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お申し込み、お問い合わせは、市秘書人事課秘書広報係（市役所3階☎32・3802）まで。